

カードローン「バンクイック」『ローン規定』変更のお知らせ

平成 30 年 12 月 25 日 (火) より、下表のとおり変更いたしますのでお知らせします。

バンクイック・ローン規定

現行	変更後
<p>第 12 条(即時支払)</p> <p>1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知、催告がなくても貸越元利金等の全額について 弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等を支払うものとします。</p> <p>(1) 第 8 条および第 9 条の規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもか かわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(2) 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。</p> <p>(3) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき、あるいは申立予定であることを 当行が知ったとき。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(5) 預金その他当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(6) 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって当行に借主の所在が不明となり、 当行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p>(7) 借主に相続の開始があったとき。</p>	<p>第 12 条(即時支払)</p> <p>1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知、催告がなくても貸越元利金等の全額について 弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等を支払うものとします。</p> <p>(1) 第 8 条および第 9 条の規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもか かわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(2) 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。</p> <p>(3) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき、あるいは申立予定であることを 当行が知ったとき。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(5) 預金その他当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(6) 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって当行に借主の所在が不明となり、 当行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p>(7) (本号を削除)</p>